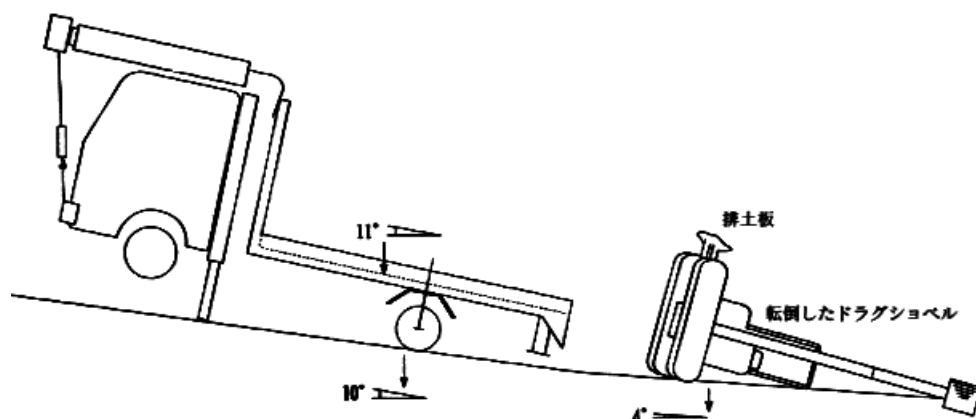


車両積載形トラッククレーンの荷台からドラグ・ショベルを降ろす作業中、ドラグ・ショベルが転倒



この災害は、柵を設置する工事において、車両積載形トラッククレーンの荷台(積載重量 3 トン)に載せて運んできたドラグ・ショベル(機体重量 2.7 トン)を荷台から自走させて降ろしていたところ、ドラグ・ショベルが転倒し、運転していた被災者がその下敷きになって死亡したものである。

災害が発生した工事は、線路脇に柵を設置するものであり、災害発生当日から作業を開始することとなっていた。

柵は、ドラグ・ショベルで掘削して基礎を築いた後、設置することとしていた。当日は、朝から雪が降っていたが、被災者らは掘削に必要なドラグ・ショベルを車両積載形トラッククレーンの荷台に載せ、これと乗用車に分乗して現場に向かった。

現場に着いたとき、積雪は約 10cm に達しており、このため、既に現場に来ていた元方事業者の現場責任者から当日の作業は中止する旨の指示があった。

翌日からの作業の打ち合わせだけを行っておくこととなり、被災者以外の作業者が現場責任者から柵の設置場所、搬入済みの資材の説明等を受け、この間に被災者は 1 人でドラグ・ショベルを車両積載形トラッククレーンの荷台から降ろすこととした。

被災者は上りこう配になっている現場入口に前進の状態車両積載形トラッククレーンを止め、車両の前部にあるアウトリガのみを伸ばして荷台を傾斜させた。次いで、ドラグ・ショベルに乗り込み、傾斜させた荷台から地面にアームを延ばしてバケットを地面に押しあてながら前進させた。クローラの前部が接地した感覚があったので、今度はバケットを荷台に押しあてながら後進させるため運転席を 180 度回転させようとした。旋回の途中でクローラが滑ってドラグ・ショベルが転倒し(図 3)、運転していた被災者がその下敷きになって死亡

した。

なお、被災者は車両系建設機械の運転技能講習を修了していた。また、荷台には道板が積まれていたが、被災者は普段から災害が発生した方法と同じ方法でドラグ・ショベルの積降しを行っており、道板は使用されていなかった。

この災害の原因としては、次のようなことが考えられる。

- 1 道板を使用せずに荷台からドラグ・ショベルを降ろそうとしたこと。
- 2 単独で作業を行ったこと。
- 3 積雪のために荷台が濡れ、滑りやすい状態であったこと。
- 4 上りこう配の個所に前進で進入したため、荷台の傾斜が急になっていたこと。

同種災害を防止するためには、次の対策を徹底する必要がある。

- 1 車両系建設機械を貨物自動車等に積降しする場合には道板等を使用するとともに、車両系建設機械の転倒、転落等による危険を防止するため、次によること。
 - (1) 車両系建設機械の積降し作業は、平坦で堅固な場所で行うこと。
 - (2) 道板を使用するときは、十分な長さ、幅および強度を有する道板を用い、適当なこう配で確実に取り付けること。
 - (3) 盛土、仮設台等を使用するときは、十分な幅、強度およびこう配を確保すること。
- 2 作業指揮者を定め、その者の指揮のもとで行うこと。